

情報番号：20100774

テーマ：雇用促進税制の創設

編著者：税理士 齊藤 幸司

改正点

本情報の内容は、税制改正大綱に基づくものです。

次のような「雇用促進税制」が創設されます。

- ① 青色申告書を提出する法人で公共職業安定所の長に雇用促進計画の届出を行ったものが、
- ② 平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、
- ③ 当該事業年度末の従業員のうち雇用保険一般被保険者の数が前事業年度末に比して 10%以上、かつ、5 人以上（中小企業者については、2 人以上）増加したこと等の公共職業安定所の長の確認を受けた場合には、
- ④ 一定の要件の下、当該事業年度の法人税額から、増加した雇用保険一般被保険者の数に 20 万円を乗じた金額を控除できます。
- ⑤ ただし、当期の法人税額の 10%（中小企業者については、20%）を限度とします。